

毛宗岡本『三国志演義』に描かれた曹操臨終の場面について ——明清における妾への遺贈のあり方を手がかりに——

仙石 知子

はじめに

小説『三国志演義』（以下『演義』とする）は、政治や戦いに関する場面が中心に描かれ、登場する女性の数は決して多いとは言えない。そのため、『演義』は、女性を排除した男性のみに視点を置いた小説である、とされる場合もあり、作品の中に描かれた女性像には、あまり関心が持たれてこなかった。しかし、『演義』の通行本として広く流布している毛宗岡批評本『三国志演義』（以下、毛宗岡本とする）では、義を敷衍するという『演義』の特徴を補強するために、重要な役割を与えられている女性の表現が確認できる。⁽¹⁾『演義』は、女性像を付隨的に登場させる、ただの軍談小説ではない。むしろ、女性像に注目することによって、物語世界のさらなる深い理解を可能にする小説なのである。

『演義』における女性に関する記述が、物語世界を豊かにする上で重要な役割を果たしている事例の一つに、曹操の臨終場面の描写がある。毛宗岡本の曹操臨終の場面には、曹操が名香を家の者たちに分け与えるよう遺言する様子が描かれている。しかし、毛宗岡本以前の『演義』には、そのような場面は見られない。したがって、これは毛宗岡が、『文選』に収録される晉の陸機の「弔魏武帝文」を典拠に、

書き加えたものと考えられる。さらに、陸機の「弔魏武帝文」の中では、香を分け与える対象は「夫人」であるが、毛宗岡本では「侍妾」に書き換えられている。毛宗岡は、なぜ「夫人」を「侍妾」に書き換えたのだろうか。

本稿は、毛宗岡本において、名香を分け与える場面が加えられ、しかも分与の対象が書き換えられた理由を考察する。その際、明清時代に書かれた律令・裁判記録・隨筆などを資料として、明清時代における妾への遺贈に関する社会通念との関係を検証するという方法を用いる。毛宗岡は、当該時代における妾への遺贈に関する社会通念を利用することで、『演義』において高い文学性の実現を試みているのである。

一、毛宗岡本と『李卓吾先生批評三国志』における曹操臨終の場面

毛宗岡本成立以前の代表的な版本⁽²⁾の一つである『李卓吾先生批評三国志』（以下、李卓吾本とする）と、毛宗岡本における曹操臨終の場面の相違を比較することにより、毛宗岡が女性像にいかなる改変を加えたのか、という問題から解明したい。

曹操臨終の場面は、毛宗岡本では、第七十八回「治風疾神醫身死傳遺命奸雄數終（風疾を治そうとして神医命を落とし 遺命を伝えて

奸雄寿命を終える)」に描かれる。神医、華佗を殺害した後の曹操は、病がいよいよ悪化し、ある日、息をするのも苦しく、目も見えなくなつた。曹操は、曹洪・陳羣・賈詡・司馬懿を呼び、後事を託す。曹洪らが、「よく静養なされば、病は必ずよくなります」と言うと、曹操は次のように答える。(毛宗岡の評には【】を付す。傍線・番号は筆者。以下同じ。)

操曰、孤縱橫天下三十餘年、羣^①雄皆滅、止有江東孫權、西蜀劉備未會勦除。孤今病危、^②不能冉興卿等相叙、特以家事相託。【但言家事、而不言國事、是老賊奸猾處。】孤長子曹昂、劉氏所生、不幸早年^③歿於宛城。【又將前事一提。】今卞氏生四子、丕・彰・植・熊。孤平生所愛第三子植、爲人虛華^④少誠實、嗜酒放縱、因此不立。次子曹彰、勇而無謀。四子曹熊、多病難保。惟長子曹丕、篤厚恭謹、^⑤可繼我業。卿等宜輔佐之。【但言立丕自繼、更不說到禪代事、奸滑之極。】^⑥曹洪等涕泣領命而出。操令近侍取平日所藏名香、分賜諸侍妾。且囑曰、吾死之後、汝等須勤習女工、多造絲履、賣之可以得錢自給。【不知操者、但謂其兒女情長、英雄氣盡。】又命諸妾多居於銅雀臺中、每日設祭、必令女伎奏樂上食。【劉表之妻妬及於鬼、恐其以鬼悅鬼也。今操之遺命又欲以人悅鬼。】又^⑦遺命於彰德府講武城外、設立疑塚七十二。勿令後人知吾葬處。恐爲人所發掘故也。【以此自防、亦甚苦矣。若使後人將七十二塚盡掘之、爲奈何。】^⑧囑畢、長嘆一聲、淚如雨下。須臾、氣絕而死。

曹操が言うには、「わしは天下を駆けめぐり三十余年もの間、群雄たちをみな滅ぼしたが、未だ江東の孫權、西蜀の劉備だけは除けていいない。だがわしの病も回復の見込みはないので、そなたたちと話をすることもこれが最後になるだろうから、今日は特に家の

ことを頼んでおこうと思う。【ただ家の事だけを言い、国の事は言わないとは、する賢い。】わしの長子曹昂は、劉氏が生んだ子供だが、不幸にも早くに宛城で死んだ。【また前のことを持ち出そうと言うのか。】今は卞氏の生んだ四人の息子、丕・彰・植・熊がいる。わしはかねてから第三子の植を可愛がってきたが、浮ついたところがあり誠実さに欠け、酒を飲んで勝手な行いをするので、跡を継がせるわけにはいかない。次子曹彰は、勇敢であるが無謀なところがある。四子の曹熊は、体が弱く無理であろう。ただ長子の曹丕だけが、温厚篤実な性格であるから、わしの跡を継がせててもよいであろう。よく輔佐してやつて欲しい。【】(ただ曹丕に自分の跡を継がせることだけ言い、禪讓の事は言わないとは、狡猾の極みである。)曹洪らは涙を流して曹操の命令を聞き入れその場を離れた。曹操は近くに控えていた者に平素所蔵していた名香を持ってこさせると、侍妾たちに分け与えた。そして、「わしが死んだ後、おまえたちは眞面目に針仕事を習い、絹の靴を作つて、それを売つてその金で暮らしていくがよい。」と言つた。曹操が、ただ男女の情に溺れ、英雄の気質が尽きているということなのかもしれない。【】また妾たちの多くを銅雀台に住まわせ、毎日祭壇を準備して、女伎に演奏させて供物を捧げるよう言い渡した。【劉表の妻は鬼(になつた前妻の陳氏)を嫉妬して、鬼(の陳氏)が鬼(になつた劉表)を喜ばせることを恐れた。いま曹操の遺命はまた(生きている)人によつて鬼(となる自分)を喜ばせようとするものである。】また彰徳府講武城の外に、偽の墓を七十二造り、自分が埋葬されている場所を後人に知られないようにせよとも遺言した。これは人に墓を掘り返されることを恐れたからである。【このようにして防ごうとして

も、甚だ辛いだけだ。もし後人が七十二箇所の墓をすべて掘り返したら、もともこもない】言い終わると、長い溜め息をつき、涙を雨のように流した。しばらくすると、曹操は息絶えて死んだ。

次に、毛宗岡本と比較しながら、李卓吾本の同一場面を原文だけ掲げる。毛宗岡本と異なる部分には、毛宗岡本と呼応する番号を付した傍線を引く。『李卓吾先生批評三国志』第七十八回「曹操殺神医華佗 魏太子曹丕秉政（曹操が神医の華佗を殺し、魏の太子曹丕が政権を握る）」に、

操曰、孤縱橫天下三十餘年矣。羣①兇皆滅、止有江東孫權、西蜀劉備未曾收復。孤今病危、^②必然難逃、今以大事囑汝四人。孤長子曹昂、劉氏所生、不幸早年^③没於宛城。今下氏生四子、丕・彰・植・熊。孤平生所愛第三子植、爲人虛華^④少於誠實、嗜酒放肆、因此不立。次子曹彰、勇而無謀。四子曹熊、多病難保。惟長子曹丕、篤厚恭謹、^⑤才智兼全。可任大事。汝等宜輔佐之。^⑥各懷忠義之心、以圖悠久之計、勿得怠慢。^⑦言訖、長嘆一聲、淚如雨下。氣絕而亡。

とある。当該箇所における毛宗岡本の改変は、①～⑦の7箇所に及ぶが、その改変には軽重がある。例えば、④「於」の字を省いたり、③「歿」を「没」、④「肆」を「縱」、⑤「汝」を「卿」、⑦「言訖」を「囑畢」に改め、⑦「須臾」を加えるといった表現上の簡単な書き換えには、さほどの意図はないと思われる。しかし、同じ改変であっても、①「兇」を「雄」、⑦「亡」を「死」に書き換えていていることは、曹操を貶めようとする明確な意図がある。曹操が打倒した群雄を「兇」ではなく「雄」に書き換えることからは、「兇」は曹操である、との主張を読み取ることができ、曹操の死去を「亡」から「死」

に書き換えることは、貶義となるからである。さらに、②「特以家事相託」を加えて、「但言家事、而不言國事、是老賊奸猾處」という評を付し、曹操が国事よりも家事を大事にしたことを批判し、曹操の後継者の曹丕が、⑤「才智兼全。可任大事」であるとの字句を削つて、曹操のみならず魏の建国者である曹丕の評価をも貶めているのである。

そうした毛宗岡本の書き換えの中で、最も注目に値すると思われるのが、⑥「各懷忠義之心、以圖悠久之計、勿得怠慢」を「^⑥曹洪等涕泣領命而出。操令近侍取平日所藏名香、分賜諸侍妾。且囑曰、吾死但謂其兒女情長、英雄氣盡。」又命諸妾多居於銅雀臺中、毎日設祭、必令女伎奏樂上食。【劉表之妻始及於鬼、恐其以鬼悅鬼也。今操之遺命又欲以人悅鬼。】又^⑦遺命於彰德府講武城外設立疑塚七十二、勿令後人知吾葬處。恐爲人所發掘故也」と改変している点である。第七十八回の題目の後半を李卓吾本の「魏太子曹丕秉政」から「傳遺命奸雄數終」に改めていることからも、毛宗岡本が曹操の「遺命」を重視していることが窺えよう。

曹操の臨終場面に、名香を分け、履を売るよう指示する話を書き加えたことについては、毛宗岡自身が凡例の中で言及している。毛宗岡本の首巻に掲げられた凡例には、毛宗岡が、以前からあつた『演義』のテキストを改訂した際、どこをどのように改訂したのかが詳しく記されており、それによると、毛宗岡は、女性に関して六つの場面を書き換えていることが分かる。^五第七十八回に見られるこの場面も、その中の一つである。書き換えに言及している部分の凡例の原文と翻訳は、以下のとおりである。

一、事不可闕者、如關公秉燭達旦、管寧割席分坐、曹操分香賣

履、于禁陵廟見畫、以至武侯夫人之才、康成侍兒之慧、鄧艾鳳兮之對、鍾會不汗之答、杜預左傳之癖、俗本皆刪而不錄。今悉依古本存之、使讀者得窺全貌。

事には欠いてはならないものがあり、例えば、「關公秉燭達旦」・「管寧割席分坐」・「曹操分香賣履」・「于禁陵廟見畫」、から「武侯夫人之才」・「康成侍兒之慧」・「鄧艾鳳兮之對」・「鍾會不汗之答」・「杜預『左傳』之癖」の話が、俗本ではみな削られている。今すべて古本に依つて記録し、読者に話の全貌が分かるようとした。(毛宗岡本・首巻凡例第三条)

これらの中の「曹操分香賣履（曹操が名香を分け履^{くつ}を売つて暮らしいくよう命じた話）」が、先に引用した毛宗岡本・第七十八回の番号⑥と①を付した傍線部分の改変にあたる。毛宗岡は、「俗本」では削られているけれども、「古本」によつて記録した、と述べているが、毛宗岡が依つて記録したとする「古本」なる書物は、実際には存在しなかつた。金文京氏によれば、「古本」というのは、毛宗岡がこうであらねばならないと考えたテキストのことと、実際にそういうものが存在するわけではなく、毛宗岡が「理想とする、しかし現実には存在しないテキストを古本と」称して、「それによつて現実に存在するテキストを俗本として批判し、改訂を加えた」のだという。

冒頭で述べたように、書き加えられた「分香賣履」の話の中でも、とりわけ香を分ける話は、毛宗岡が陸機の「弔魏武帝文」を典拠として取り入れたものと考えられる。続いて、その論拠について述べた

二、毛宗岡本の「分香賣履」と陸機の「弔魏武帝文」

曹操が臨終の際に残したとされる「遺令」は、晉の陳寿が著した

『三国志』卷一 武帝紀の中に、

天下尚未安定、未得遵古也。葬畢、皆除服。其將兵屯戍者、皆不得離屯部、有司各率乃職。斂以時服、無藏金玉珍寶。

天下はまだ安定していないので、古の葬礼に倣うことはできな*い*。埋葬が終わり次第、みな喪に服すのをやめよ。將兵は駐屯地を離れてはならず、役人はそれぞれの職務を遂行せよ。入棺の時は平服を着せ、金や玉といった副葬品を埋葬する必要はない。

と記される。堀敏一氏によれば、曹操は臨終の際、実際にはもつと長い言葉を残したが、武帝紀には、その中の最も重要な部分だけが記録されているに過ぎず、曹操の遺令に関する記録は、他の多くの書物の中に断片的に残存している、といふ。それら散在している記録を集めたものが、清の嚴可均の『全三国文』卷三 魏武帝「遺令」であり、現存する曹操の「遺令」の全文に最も近いものとされている。嚴可均が輯めた「遺令」には、次のように書かれている。

^aわたしは夜半氣分がすぐれず目が覚めた。明け方になつて、粥を飲み汗が出て、当帰湯を服用した。わたしは軍中では軍法に従つてことを行つてきたがそれは正しかつたであろう。しかし些細なことで怒つたりし、大きな失敗をした。これを真似てはならない。^b天下はまだ安定していないので、古の葬礼に倣うこととはできない。^cわたしは頭痛持ちで、昔から頭巾をかぶつていた。わたくしが死んだ後、死に装束も生前と同じ服装にせよ。それを忘れてはならぬ。^d文武百官の殿中における追悼は、十五回泣き声を出してくれればそれでよい。埋葬が終わり次第みな喪に服すのをやめよ。將兵は、駐屯地を離れてはならず、役人はそれぞれの職務を遂行せよ。^d入棺の時は平服を着せ、鄴城の西の丘にある、西門豹の祠堂近くに埋葬せよ。金や玉といった副葬品を埋葬する

必要はない。わが婢妾と歌姫たちには苦労をかけるが、銅雀台

に控えさせ、よく待遇せよ。銅雀台には六尺の床を準備し、細くてあらい布の帳をかけ、朝夕乾し肉と乾燥させた飯の類を供えよ。月の一日と十五日は、朝から正午まで、その帳に向かつて伎樂を奏でよ。汝らは時々銅雀台に登り、わたしの眠る西陵の墓地を眺めるように。余つた香は夫人たちに分けでよい。祭祀は命じない。仕事のない妾たちは、組紐の履の作り方を学びそれを売ればよい。わたしが官を歴任して受けた印綬は、みな藏の中に保管せよ。わたしの余つた衣服は、別の場所にしまってよい。

現存する曹操の「遺令」に関する記述は、傍線部 a ~ h を附して分類した八つの内容に大別できる。箇条書きで整理すると以下のようになる。

- a 夜半に目が覚め、具合が悪く、当帰湯を服用していた。
- b 天下は平定してないので、葬儀は簡略にせよ。埋葬が終わり次第、喪服を脱げ。
- c 生前頭痛持ちで頭巾をかぶっていたので、同じ装束にせよ。
- d 納棺の際には平服を着せ、西門豹の祠堂近くに埋葬せよ。副葬品は不要である。
- e 銅雀台に婢妾を控えさせ、法要を行い、時々銅雀台に登つて墓を望み思ひを馳せよ。
- f 余つた香は夫人たちに分けよ。
- g 仕事のない妾たちは履を作つて売れ。
- h 印綬は保管し、衣服は兄弟で分けてもよい。

厳可均によれば、これらの資料は、次の(1)~(13)の十三箇所より輯録したという。(1)~(13)までの対応関係とともに、時代順に掲げると次の

ようになる。

(1) (晉) 陳寿『三国志』卷一・武帝紀第一^(一)

(2) (晉) 陸機「弔魏武帝文」『文選』卷六十

(3) (劉宋) 劉義慶『世說新語』言語第二^(二)

(4) (南齊) 沈約『宋書』卷十五・志第五・禮一^(三)

(5) (唐) 杜佑『通典』卷第八十・禮四十・凶禮二^(四)

(6) (唐) 虞世南『北堂書鈔』卷一百三十二・服飾部四^(五)

(7) (北宋) 李昉『太平御覽』卷五百・人事部・奴婢^(六)

(8) (太平御覽) 卷五百六十・禮儀部三十九・塚墓^(七)

(9) (太平御覽) 卷六百八十七・服章部四・幘帽^(八)

(10) (太平御覽) 卷六百九十七・服章部十四・履^(九)

(11) (太平御覽) 卷六百九十九・服用部一・帳^(十)

(12) (太平御覽) 卷八百二十・布帛部七・布・火浣布^(十一)

(13) (太平御覽) 卷八百五十九・飲食部十七・糜粥^(十二)

a これらの中で、b・e・f・g・hといふ最も多くの部分を記述しているものが、(2)『文選』に収録された陸機の「弔魏武帝文」である。そして、f「余つた香は夫人たちに分けよ」という香についての話は、「弔魏武帝文」の中にしか見られないことから、毛宗岡は、『文選』の「弔魏武帝文」を参照して、香を分け与える話を書き加えたことが分かるのである。

c 次に、毛宗岡が「分香賣履」の話を取り入れた理由を明らかにするために、陸機がどのような意図で「弔魏武帝文」を著したのかを、

g

分香賣履

の記述に注目しながら検討したい。

h 陸機(二六一~三〇三年)は、三国の孫吳が滅ぼされた後、西晋に仕えた。陸機が、「弔魏武帝文」を著したのは、元康八年(二九八)年、曹操の死後、七十八年後にあたる。「弔魏武帝文」は、六朝時代

の末、梁の劉勰が著した『文心雕龍』哀弔篇の中に題目が、そして、『文選』に全文が採録され、「弔文」の代表的作品とされている。
「弔魏武帝文」は、陸機が曹操の遺令を目にした驚きと嘆きから始まる。(二三)

元康八年(二九八)年、私は尚書郎から、著作郎になり、宮中の秘閣に出入りするようになつて魏の武帝の遺令を目にした。遺令を見た私は愕然として溜め息を漏らし、しばらくの間心を痛め思つた。(二四)

その理由は、

魏の武帝が繼嗣曹丕に遺言し、四人の息子たちに教えを残す様子からは、国を治める計略は遠大で、家を盛んにする教えもまた弘大であることが分かる。また武帝は、「わたしは軍中では軍法に従つてことを行つてきたがそれは正しかつたであろう。しかし些細なことで怒つたりし、大きな失敗をした。これを真似てはならない」と言つている。立派である。これこそ達人の正しい言葉である。女兒を抱き末っ子の曹彪を指さして、四人の息子に向かつて、「おまえたちに面倒をかけるが」と言つて、泣いた。痛ましいことだ。過去には天下を治めることを責務としながら、今は死に臨んで人に可愛い我が子の世話を頼むのである。命が尽きれば何もかもなくなつてしまい、死ねば魂さえなくなつてしまう。しかし閨房の女性たちに女々しく心惹かれ、家の者たちがすべき事にまで気を配るのは、あまりにも細かすぎないだろうか。また武帝は、「わが婕妤(女官)・妓人(歌姫)は、みな銅爵台に控えさせよ。銅爵台の上に八尺の床と細くてあらい布の帳を用意し、朝夕乾し肉と乾燥させた飯の類を供えよ。月の一日と十五日は、いつも帳に向かつて歌舞を行うように。汝らは時々銅爵台に登

り、わたしの眠る西陵の墓地を眺めよ」と言い、さらに「余つた香は夫人たちに分けてよい。仕事のない妾たちは、組紐の履の作り方を学びそれを売ればよい。わたしが官を歴任して受けた印綬は、みな藏の中に保管せよ。わたしの余つた衣服は、別の場所にしまつてよい。もしできなければ、兄弟で分けるがよい」と言った。結局兄弟はこれを分けてしまつた。死ぬ者はあとに残る者に要求すべきではないし、あとに残された者は死んでいつた者の言葉に背くべきではないのだ。

と、傍線部と波線部にあるように、天下の英雄たる曹操が、死に臨んで閨房の女性たちに女々しく心惹かれ、夫人に名香を分けることを言い遺し、妾たちがすべきことにまで気を配つていることを、あまりに細か過ぎると思ったためである。陸機(二五)

わが身の外にあるものに心を惑わせ、閨房の女性たちに対する思いを細かく言い残すことは、賢人としてあるべき姿ではないであろう。私は大いに憤りを感じ胸の思いが溢れんばかりになつて遂に弔いの文を書くことにしたのである。

と、それを賢人としてあるべき姿ではないと批判する。さらには、

(曹操が)家族の将来に心を奪われたことが(わたしには)惜しまれ、遺言が細かくつまらぬものであったことが(わたしには)恨まれる。広大な志を履の飾りに歪められ、清らかな精神を余つた香に汚されてしまった。

と述べて、曹操の「分香賣履」について、閨房の女性たちに思いを細かく言い残し、女々しく、賢人らしからぬ行為だ、となかば憤りを感じながら悲嘆しているのである。

それでは、毛宗岡も、やはり陸機と同じように、「分香賣履」の話を女々しい賢人ならざる行為として理解し、曹操の女々しさを強調す

るために、『演義』に取り入れたのであろうか。次に、毛宗岡の「分香賣履」に対する考え方を検討したい。

毛宗岡は、第七十八回の総評で、改変をした「分香賣履」の場面について、次のように述べている。^(三八)

ある人は曹操の分香賣履の令を見て、（曹操は）平生は奸偽の人だつたのに、死に及んで真情を見せたと思うかもしない。（しかしそのような見方は）これが曹操の真情ではなく、意外にも曹操の偽りだということに気がついていないものなのだ。死に及んで真を見せたのではなく、死に及んでもなお偽りを見せたのである。臨終の遺命は、禅讓よりも大事なことはない。それなのに家の者や婢妾の身のふり方については詳しく言い渡しながら、禅讓の事は何一つ口にせず、後世の人々に、自分は国を篡奪する心がないのだと信じ込ませ、子孫は惡名を蒙るけれども、自分はそうならないように避けようとしたのであり、これは自らを周の文王にしようとしたためである。（周の文王は殷を奪う意志がなかっため、武王に禅讓を言い残さなかつたが、曹操は漢を篡奪する意志がありながら、表面的に周の文王を気取ったのである）その意図は天下の後世の人々をすべて欺こうとすることにあり、後世の無知な人々は、このためついに騙されることになったのである。曹操は誠に奸雄の最たるものである。曹操の生涯には眞実などなく、死に及んでもなお偽りであつたことは、（禅讓を隠すために言い遣した）分香賣履がまさにそれである。

毛宗岡は、曹操が死に臨んで「侍妾」たちに名香を分け、履を売つて生活するよう命じたこと自体を、女らしい行為とは捉えない。臨終の遺命として、これ以上大事なことはない禅讓の意図を隠すために「分香賣履」を述べたことを「偽」と批判しているのである。

両者の見方が分かれる理由は、それぞれの時代における禅讓に対する価値観の違いがある。陸機は、曹操の積みかねた「魏武輔漢の故事」^(三九)という手順に基づく禅讓が、当然のように行われた時代に生きた。そのため陸機は、曹操が禅讓による篡奪を隠すために、「分香賣履」を述べたとは捉えず、夫人や妾などの女性に言及したことを行なったと批判した。これに対して、毛宗岡が生きた清では、禅讓は北宋を最後に行われなくなつてすでに久しかつた。また、清代において漢は、鄭玄に代表される経学が盛んな尊重すべき「古典」国家でもあつた。その漢を滅ぼすための禅讓の準備を一方で行いながら、「分香賣履」について述べる曹操は、偽りの存在として唾棄すべき悪だつたのである。したがつて、総評では続けて、^(四〇)

臨終になつて眞実がなく、死後もなお偽りであつたことは、七十二の偽の墓を作つたことがまさにそれである。生きている曹操が人を欺くのは不思議ではないが、死んだ曹操が人を欺くのは不思議である。一人の偽曹操が人を欺くのは大して不思議なことではないが、無数の偽曹操が人を欺くのは更に不思議なことである。曹操の死は、偽と眞を混亂させ、無数の偽曹操を生み出したが、その中にかえつて一人の眞実の曹操がいる。曹操の人生には、偽りがあつて眞実がなく、人は（禅讓を分香賣履で欺こうとした）ただ一人の偽りの曹操を見られるだけで、一人の眞実の曹操を確認するところまでに至らなかつた。ただ死んだ曹操が偽りなだけではなく、生きた曹操もまた偽りであった、ただ偽りの曹操が偽りだつただけでなく、眞実の曹操もまた（自らの目的を隠す）偽りの存在であつたのであり、その生は死により幻となつたのである。

と述べ、先に改変を指摘した毛宗岡本・第七十八回の番号②を付した

「七十二の偽の墓を作った」ことをも論拠にしながら、「偽」を本質とする曹操が、死に臨んで自らの「偽」という真実の姿を隠すために、「分香賣履」という善行を行い、あたかも七十二の「偽」の墓を作つて真実の墓を隠そうとしたように、禅讓の準備という「悪」を隠そうとした、と曹操を激しく攻撃するのである。

毛宗岡が、漢を滅ぼす準備を実際の篡奪以上に「偽」として憎んでいることは、毛宗岡本・第七十八回の評にも記されている。

侍中の陳群らは、「漢室は衰微してすでに久しく、殿下の功德は、民が仰ぎ望むところでござります。今孫權が自ら臣下の礼をとつて帰順してきたのは、天の人もともに、殿下を天子に仰ごうとするしでござります。殿下は天命に応じ、早々に大位を正されますように」と言つた。【荀彧と荀攸にはまだ良心があつたと追憶させる言葉だ。】曹操は笑いながら、「わしは長年漢に仕え、民にも功徳を施してきたとはいえ、王という位に就き、人臣を極めた以上、他にはもう望みなどない。もしわしに天命があるとすれば、わしは周の文王となるう」と言つた。【はつきりしない態度で漢を篡奪することを、曹丕に押しつけている。】

毛宗岡は、曹操が自ら漢の篡奪を行わず、息子の曹丕に託したことを行つべきではない態度として非難している。毛宗岡は、「分香賣履」の場面を、禅讓を計画しながら、あえて遺言をせず、香を分けるという善行により、その野望を隠したことが「偽」に他ならない、と曹操を非難する目的で書き加えたのである。

曹操の「偽」を強調するためには、「偽」として行った「分香賣履」が善行であると、より効果があがる。毛宗岡本が著された時代において、「分香賣履」が、陸機の述べるような女々しい行為ではなく、むしろ善行であった、と読者に認識させるためには、香を分ける

相手の設定を変える必要があった。陸機の文では「夫人」となつている香を分ける相手を「侍妾」に変えたのは、「夫人」よりも「侍妾」に香を分けることに、さらなる善行と認識できる効果があつたためではないだろうか。

かかる視座より、明清時代における妾の遺贈問題について考察し、香を分与する相手を「侍妾」に書き換えた目的について論じたい。

三、妾への遺贈に込められる愛

毛宗岡は、陸機の「弔魏武帝文」において、「餘香可分與諸夫人（余つた香は夫人たちに分けてよい）」とある箇所を、「分賜諸侍妾（侍妾たちに分け与えた）」と書き換えた。曹操が香を分け与えようとした相手を「夫人」ではなく「侍妾」としたのである。「夫人」とは、妻のことであり、「侍妾」とは、妾のことである。妻に香を分け与えることと、妾に分け与えることに、どのような違いがあつたのだろうか。それを明らかにするためには、夫が死亡した後の妻と妾の財産権のあり方が手がかりとなる。夫が死亡した後の妻の財産権について、『明會典』卷二十に、

凡婦人夫亡無子、守志者、合承夫分。須憑族長擇昭穆相當之人繼嗣。其改嫁者、夫家財產及原有粧奩、並聽前夫之家爲主。
およそ婦人で夫が死亡し息子がなく、守節をする者は、夫の分の財産を承ける。族長に昭穆相当なるものを選んでもらい、繼嗣を立てなければならぬ。再婚する者は、夫の家の財産並びに嫁ぐ際に持つて出た粧奩は、前夫の家の持ち物とするなどを許す。

およそ夫婦で夫が死亡し息子がなく、守節をする者は、夫の分の財産を承ける。族長に昭穆相当なるものを選んでもらい、繼嗣を立てなければならぬ。再婚する者は、夫の家の財産並びに嫁ぐ際に持つて出た粧奩は、前夫の家の持ち物とするなどを許す。

権は妻が有すると規定している。^(三十四) 同様の条文は、毛宗岡の生きた清代に発布された『大清律例』の中にも見える。^(三十五) また、『大明令』戸令には、^(三十六)

凡婦人夫亡無子、守志者、合承老分。須憑族長擇昭穆相當之人繼嗣。其改嫁者、夫家財產及原有粧奩、並聽前夫之家爲主。^(三十七) およそ婦人で夫が死亡し息子がなく、守節をする者は、養老分の財産を承ける。族長に昭穆相当なるものを選んでもらい繼嗣を立てなければならぬ。再婚する者は、夫の家の財産並びに嫁ぐ際に持つて出た粧奩は、前夫の家の持ち物とすることを許す。

と明記され、夫の死後、守節する妻には、「養老分」と表記される生きしていくための生活費を渡す場合のあつたことが分かる。ここで問題となるのは、これらの条文の中の「凡婦人夫亡無子」の「婦人」という用語に、妾を含むか否かである。これについては、中華民国初期の最高法院である大理院で下された判決文の中に詳しく述べられている。^(三十八) 「大理院判決例」の六年上字第十八四号に、

尋繹律意 所謂夫亡無子、守志之婦人、自指正妻而言、故亦惟正妻、始可承受其夫忘得之分。妾則當然不在此限。

律(『大清律例』)の意を鑑みるに、ここで言う夫が死亡し守節をする、息子のいない婦人とは、自ずから正妻を指して言うのであり、故にまた正妻であるというだけで、その夫の得るべき分を承けることができるるのである。妾は当然そこに当てはまらない。と書かれており、『大清律例』における「婦人」とは、妻だけを指し、妾はそれに含まれなかつたことが分かる。^(三十九)

以上のように、妻は、繼嗣となる子供がないなくても、守節をすれば、繼嗣が立てられるまでの間ではあるが、夫の残した財産の所有権を持つことができた。また、生活費としての養老財産を受け取ること

もあつた。これに対して、明清の律には、主人を亡くした妾の財産権に関する条文はなく、妾は主人の財産を受け取る正規の権利を有していないなかつたことが分かる。^(四十)

ただし、妾は、主人の死後、扶養される権利は有していた。主人の死後、妻は妾を扶養する義務を負い、繼嗣がいれば、繼嗣が妾を扶養する義務を負うものとされていたのである。^(四十) 「大理院判決例」の八年上字第五七五号に、

爲人妾者、於其家長故後、對於家長之家屬、雖得請求扶養、要必以孀居守志爲要件。若不能孀守、即不得有請求扶養之權利。妾は、家長の死亡後、家長の家属に対して、扶養してもらう権利を主張することができるが、その場合は守節をすることを要件とする。もし守節することができないならば、扶養の権利を要求することはできない。

とあるように、妾は、守節をして家に留まるという条件のもと、死んだ主人の財産を引き継いだ者に扶養されるという権利を有していた。

「大理院判決例」の四年上字第十六九一号には、

妾媵爲家屬之一員。若其家長亡故、則承繼人或其他管理遺產之人、當然對之負養贍之義務。不能逼令改嫁或逐出不顧。

妾媵は家属の一員である。もし家長が死亡すれば、承継人あるいは遺産を管理する他の者が、当然これを扶養する義務を負う。強制的に再婚させようとしたり追い出して世話をしないということがあつてはならない。

とおり、妾を強制的に再婚させたり、追い出したりすることが禁じられていた。主人が死んだ後の妾の生活は、ある程度保障されていたのである。また、「大理院判決例」の十年上字第四四九号に、

妾爲家屬、於夫亡後、固以與妻同居、受妻之監督爲原則。

妾は家属であるため、夫の死亡後、もとより妻と同居し、妻の監督を受けることを原則とする。

とあるように、妾は妻と同居し、妻のもとで生活することが原則とされていた。しかし、実際には、妻が、夫の愛情を受けていた妾を扶養することは、難しかつたようである。（明）呉寬『家藏集』卷六十六

「顧恭人鄒氏墓記」^(四二)には、

顧恭人鄒氏は、故進士贈監察御史の巽の妻である。現在の贛州知府某の妻と、工部都水司郎中の余慶の母である。……ある時、顧公が家に戻ると若い侍女がいた。恭人に尋ねると、「わたくしは以前よりあなたに妾を納めて子供を作りたいとお願いしておりました。このむすめがそうなのです」と言つた。後に顧公は御史となり任地である山東へ行つた。奸を摘発し貪欲なる輩たちを次々に捕らえ、名声は高まるばかりだった。恭人は人の恨みを買うことを恐れ、一日中家に鍵をかけ人との往来を避けた。顧公が亡くなるまで人との争いもなく平穀無事であったのは、恭人の賢智によるものであつた。恭人はもともと嫉妬をせず、家財道具や衣服などみな自分と同じものを妾にも与え、妾が生んだ子女に対しても自身が生んだ子供のように面倒をみたのである。

とあり、進士贈監察御史であった顧公の妻で「賢智」を称えられていた鄒氏が、顧公の死亡後も、妾に対して家財道具や衣服などみな自分と同じものを与えたことが賞讃されている。夫の死亡後に妾を虐待せず、面倒を見ることは、実際には非常に難しいことであつたからこそ、鄒氏の行いは、栄えあるものとして賞讃されているのであろう。

妻が妾の人格を尊重し、扶養することは決して容易ではなかつた。^(四三) そうした中、妾が主人の財産の一部を受け取る例外があつた。^(四四) それは、妾が財産を管理するようにとの遺言を主人が残した場合である。^(四五)

「大理院判決例」七年上字第一二二〇号に、

被承継人亡故後、未立繼前、其所有遺產、雖非被承継人之妾當然有管理權、但經被承継人遺囑指定管理遺產、或並無其他有權管理之人、亦應認妾有管理遺產之權。

被承継人死亡後、繼嗣が立てられるまで、現存する遺產は、被承継人の妾が当然に管理權を有するわけではないが、しかし被承継人が遺言によつて妾が遺產を管理するよう指定していた場合、またその他に管理權を有する者がまつたくない時には、妾が遺產を管理する権利を有するものと認めるべきである。

とあり、「大理院判決例」十年上字第五三九号に、

妾對於家主遺產、固無當然承受、或分析之權。然家主於自有財產相當範圍内、以遺贈行為授與其妾、則非法所不許。

妾は家の主人の遺產に対する、もとより当然に遺產を繼承する、あるいは分与を受ける権利はない。しかし家の主人の私產の範囲内であれば、遺贈によつて妾に与えることは、法の許さぬところではない。

とある。ここでは、被承継人の死亡後、繼嗣が立てられるまで、本来、妾が管理權を持たないことを確認したうえで、例外として、妾が遺產を管理することを認めるべし、と述べている。

遺言は、「遺命」・「遺令」・「遺囑」などと言われ、死に行く者の意志を尊重する行為として、周代より認められていた。仁井田陞氏によれば、南宋の裁判記録集『名公書判清明集』には、遺言は専ら「遺囑」という言葉であらわれる。その内容は、身分上の行為（繼嗣を誰にするか）と財産に関するもので、遺言を残すことができたのは、家長だけに限られた。遺言で誰に渡すか指定できる財産は、家長自身の私產で、かつ財産承継人が自分しかいない場合にのみ、総麻以上の親

族に限定して遺贈することができた、という。このように、遺言による財産贈与には、多くの条件が付いていたため、妾に遺贈することは難しい。先に掲げたような、妾が財産の管理に当たる事例は、よほど理由がある場合の稀なケースであったと考えられるのである。

また、妾が子供を生んでいる場合、例外的に主人の財産の一部を受け取ることもあった。清代の裁判記録には、子供のいる妾に、死亡した主人の財産の一部を渡した記録がある。清の光緒年間に陝西省で知県の任にあつた樊增祥（一八四六～一九三一年）がまとめた裁判記録文書『樊山政書』卷五に収録される「批蒲城縣陳令稟（^{四六}蒲城縣の陳県令が處理にあつた訴状に回答した裁判処理記録）」には、

據稟、已悉敘述趙氏家事、歷歷如繪。此案可不訊而結也。趙鼎五作令中州故。後遺一妻一女。子爲妾出。在汴時即以爭財構畔、經同鄉官秉公分析妻妾與子各六千金、葬費一千嫡庶各存五百。

上申書により、すでに趙氏の家の争いについては、全貌が明らかになつてゐる。この案件はこれ以上調査する必要はなく結審している。趙鼎五は県令の職務にあつていた中州で死亡した。のちに妻と妾と息子が残された。息子は妾が生んだ子供である。汴にいた時にすぐに財産分与に関する争いとなつたため、同郷の官が妻妾と息子のそれぞれに六千金ずつ分け、（趙鼎五の）埋葬費用の一千金として妻と妾それぞれに五百金を残しておくようになされた。

とおり、子供のいる妾が、妻と同額の財産を受け取つたことが記録されている。この事例では、正妻に子はなく、妾にのみ子があつたため、妾への財産分与が行われた。しかし、訴訟が起こされているように、正妻側には到底容認できる財産分与ではなかつた。妾には財産分

与がなされない、という原則が明清時代に存在したことを理解できよう。

以上のように、主人の死後、妾が財産を受け取ることは、原則としては不可能であった。それでもなお行われた妾への遺贈は、妾の行く末を案じてなされることが多く、その動機は主人の妾への愛情にあつた。（清）李漁・陳百峰『千古奇聞』卷六・土集・副室類「死不負遺」という隨筆には、

王氏は、名を菊香といい、新安衛の舎人管竽の妾である。竽は病氣で死ぬ際、密かに（王氏に）金を渡したが、これを知るものは誰一人いなかつた。家の者は王氏に子供がないことを理由に、よそへ嫁がせようとした。王氏は号泣して、「天よ。わたしは賤しい身分であります、どうして節を守らずに主君に背いてそれに耐えるなどということができますようか」と言つた。しばらくして服喪期間が終わるうといふころ、自分の身を保つことができないことを悟り、（王氏は）他にこと寄せて、棺と経帷子を準備した。そして密かに毒を飲むと、家の者たち一人一人に謹んで別れの言葉を述べた。（王氏は）竽が遺した金を取り出し、家の者たちに正妻の生んだ子供の扶養を頼んだ。家の者たちは急いで王氏を助けようとしたが、王氏は目を見開いて、「わたしがやるべきことは終わったのですから、そつとおいて下さい」と言つた。（王氏は）ついに死んでしまつた。周怡（号、訥溪）がこれを伝えた。

とある。小説よりも社会の実態に近いであろう隨筆の『千古奇聞』では、主人が財産繼承権のない妾に金を渡したことを探えている。子のない妾の王氏が自分の死後には嫁がされてしまう、と主人の管竽は考えたのである。王氏が自立していけるだけの金をこつそりと渡し

た。王氏は、そこに管筈の愛を感じたに違いない。その愛に応えるため、命を棄て、自分の養老のために残された金で正妻の子を養つて欲しいと願つたのである。

『千古奇聞』には、李漁が陳百峰の評が附されているが、⁵⁰⁾ここでは、『千古奇聞』には、李漁が陳百峰の評が附されているが、⁵⁰⁾ここでは、

陳百峰氏が言うには、管筈が亡くなる時にあたつて、密かに菊香に金を与えたのには、二つの思いがあつたという。一つには菊香を愛していたので密かに多くの金を遺してやりたいと思つたからで、一つには菊香を誘つて明らかに殉じさせようと思つたからである。その思いは実に深いものではないか。菊香は毒をあおり遺してもらった金を出して、家の者たちに嫡子の扶養を頼んだが、これは筈の意志の大方を受け継いだ行動であると言えよう。筈が菊香にゆだねた二つの選択肢において、菊香の行動は決して天と敬う筈に背いたものではないと言つてよいであろう。

いう、陳百峰の評がつけられている。陳百峰もまた、菊香への遺贈は、管筈の愛情によつてなされたものだ、と考えている。妾への遺贈は、主人がどれだけ妾を愛おしく思い、行く末を案じていたかを表す善行だったのである。

前述のように、陸機が著した「弔魏武帝文」では、香を分けた相手は「夫人」だったが、毛宗岡本は、それを「侍妾」に改めた。「夫人」すなわち妻であれば、名香という財産を分与することは珍しくない。しかし、通常、財産を分与されない「侍妾」すなわち妾に対する分与となれば、曹操の「分香」は残された妾たちに向けた愛情表現となる。財産継承権のない不安定な立場にあつた妾に対する遺贈行為は、愛情によつて行われるという点で、正規の財産継承権を有していた妻に対する場合よりも、善行として受け取られる、という明清時代

の社会通念を小説の表現技巧として用いているのである。かかる社会通念が存在したからこそ、当時の読者は、曹操の「分香賣履」の場面を読んだ時に、香を分けた相手が「侍妾」となつていれば、「夫人」である場合よりも、一層善い行いとして理解し得た。しかもそれが「偽」であることを、毛宗岡は総評において強調している。「古本」として『文選』の名文を取り入れ、その字句を改めることにより、毛宗岡本は、明清時代に財産分与の対象ではなかつたという妾に対する社会通念を利用し、「悪役」曹操の「偽」を表現しているのである。

おわりに

毛宗岡本が、曹操の香を分ける行為に伴う善行を、「妻」を「妾」に改めることで一層高めて描こうとした理由は、第七十八回の総評の中で繰り返し述べるように、曹操の遺言はすべて、曹操の「偽」なる性格を顕著に表すもので、篡奪の野望を胸に抱きながら口には出さず、それを隠そうとして香を分けることを持ち出したに過ぎない、といふことを表現するためである。毛宗岡本は、臨終の場面における曹操を、禪讓による篡奪という許し難い「大惡」を胸に秘めながら隠そうとする極悪人として描きたかった。そこで、毛宗岡本は、人々が心から感心し、深い同情を寄せてくれそうな行いによつて、禪讓を目指す野望を隠して人を欺く、という曹操のする賢さを強調するために、香を分ける行為を付加し、妻を妾に改めたのである。

毛宗岡本は、曹操の「偽」を強調するために、臨終場面に禪讓を隠す曹操の「惡」を暴き、善玉劉備と悪玉曹操という人物像を描き分けようとした。そのために、妾への遺贈に対する明清時代の社会通念を利用した。こうして曹操臨終の場面は、曹操の極悪非道ぶりが鮮明に

描き出されることになったのである。

『注』

(一) 仙石知子「毛宗岡本『三国志演義』に描かれた女性の義——貂蟬の事例を中心として——」(三国志学会(編)『狩野直禎先生奉寿記念 三国志論集』三国志学会、二〇〇八年)。

(二) 『三国志演義』の版本については、中川諭『三国志演義』版本の研究』(汲

(三) 「毛宗岡本」は、一九五三年刊行の作家出版社の排印本を使用し、沈伯本

(校理)『三国演義』(江蘇古籍出版社、一九九二年)を参照した。

(四) 「李卓吾本」は、陳翔華(編)『南京藏李卓吾評本三国志』(全国図書館文献

縮微複制中心、二〇〇五年)を使用した。

(五) 六つの場面のうち、曹操の娘の曹皇后が漢の篡奪に抵抗する場面と、劉備の妻である孫夫人が殉死する場面については、注(二)所掲仙石論文で考察している。

(六) 金文京『三国志演義の世界』(東方書店、一九九三年)参照。また、金氏は、毛宗岡が凡例で俗本を『演義』自らの古本を『三国志』と呼び分けていることにも注目している。なお、明清小説における「古本」という用語の使用法については、小川環樹『三国志』第一冊(岩波書店、一九五三年)「解説」を参照。

(七) 堀敏一『曹操——三国志の真の主人公』(刀水書房、二〇〇一年)一四九頁(一五〇頁、参照)。

(八) 「吾夜半覺小不佳。至明日、飲粥汙出、服當歸湯。吾在軍中持法是也。至千小忿怒、大過失。不當效也。^b天下尚未安定、未得遵古也。^c吾有頭病、自先著幘。吾死之後、持大服如存時、勿遺。^d百官當臨殿中者、十五舉音。葬畢便除服。其將兵屯戍者、皆不得離屯部。有司各率乃職。^e斂以時服、葬于鄴之西岡」

上、與西門豹祠相近。無藏金玉珍寶。吾婢妾與伎人皆勤苦、使著銅雀臺、善待之。于臺堂上安六尺牀、施縹帳、朝晡上脯糒之屬。月旦十五日、自朝至午、輒向帳中作伎樂。汝等時時登銅雀臺、望吾西陵墓田。^f餘香可分與諸夫人。不

命祭。^g諸舍中無所爲、可學作組履賣也。^h吾歷官所得綬、皆著藏中。吾餘衣裘、可別爲藏。不能者、兄弟可共分之。(清)嚴可均(輯)『全國文』卷

三・魏武帝「遺令」)。

(九) fとgの間にある「不命祭」は、嚴可均が挙げている①～⑬の書物には見られない。(宋)郭茂倩(輯)『樂府詩集』卷三十一の張正見「銅雀臺」に、「曰、銅雀妓鄭都故事曰、魏武帝遺命諸子曰、吾死之後、葬於鄴之西岡上與西門豹祠相近、無藏金玉珠寶。餘香可分諸夫人、不命祭。(以下省略)」とあり、嚴可均はこれを参考にしたと思われる。

(十)二十五年春正月、至洛陽。權擊斬羽、傳其首。庚子、王崩于洛陽、年六十六。遺令曰、「天下尚未安定、未得遵古也。葬畢、皆除服。其將兵屯戍者、皆不得離屯部、有司各率乃職。斂以時服、無藏金玉珍寶。」謚曰武王。二月丁卯、葬高陵。

(十一)王子敬語王孝伯曰、羊叔子自復佳耳、然亦何與人事、故不如銅雀臺上妓。魏武遺令曰、「以吾妾與妓人皆著銅雀臺上、施六尺牀、總帳、月朝十五日、輒使向帳作伎。」

(十二)魏武臨終遺令曰、「天下尚未安定、未得遵古。百官臨殿中者、十五舉音。葬畢便除服、其將兵屯戍者、不得離部。」帝以正月庚子崩、辛丑即殯。是月丁卯葬、葬畢反吉、是爲不踰月也。

(十三)魏武帝遺詔、「百官當臨殿中者、十五舉音。葬畢便除。」文帝崩、國內服三日。

(十四)向帳作伎。魏武帝遺令云、以吾妾與妓女皆著銅雀臺、於臺上施六尺帳總、月朝十五日、輒使向帳作伎。

(十五)魏武遺令、吾婢皆勤苦、使着銅雀臺、善待之。

(十六)魏武帝遺令曰、汝等時時登銅雀臺、望吾西陵墓田。

(十七)魏武帝遺令曰、吾有頭病、自先着帽幘。持大服如存時、勿遺。

(八) 魏武帝遺令曰、諸舍中可學作組履、賣之。

(九) 魏武遺令曰、吾與妓女皆着銅雀臺上、施六尺牀、練帳、月朝十五、輒向帳作樂。

(十) 魏武遺令曰、銅雀臺上、安六尺牀、施總帳、月旦十五日、向帳作妓。汝等時時登銅雀臺、望吾西陵墓田。

(十一) 魏武遺令曰、吾夜半覺小不佳、至明日、飲粥汗出、服當歸湯。

(十二) 『晉書』卷五十四 陸機傳に基づく。なお、陸機の生涯とその文学作品については、佐藤利行『西晋文学研究——陸機を中心として』(白帝社、一九九五年)がある。

(十三) 元康八年、機始以臺郎、出補著作、游乎祕閣而見魏武帝遺令。愴然歎息、傷懷者久之。『文選』卷六十弔魏武帝文一首并序、以下出典は省略)。

(十四) 觀其所以顧命家嗣、貽謀四子、經國之略既遠、隆家之訓亦弘。又云、吾在軍中持法是也。至於小忿怒、大過失、不當效也。善乎。達人之讐言矣。持姬女而指季彪、以示四子曰、以汝、因泣下。傷哉。曩以天下自任、今以愛子託人。

同乎盡者無餘、而得乎亡者無存。然而婉變房闈之内、綑繆家人之務、則幾乎密與。又曰、吾婕妤妓人、皆著銅爵臺。於臺上施八尺牀總帳、朝晡上脯糒之屬。月朝十五、輒向帳作妓。汝等時時登銅雀臺、望吾西陵墓田。又云、餘香可分與諸夫人。諸舍中無所爲、學作履組賣也。吾歷官所得綬、皆著藏中。吾餘衣裘、可別爲一藏。不能者、兄弟可共分之。既而竟分焉。亡者可以勿求、存者可以勿違。

(十五) 若乃繫情於外物、曲念於閨房、亦賢俊之所宜廢乎。於是遂憤懣而獻弔云爾。

(十六) 惜內顧之纏縊、恨末命之微詳。紓廣念於履組、塵清慮於餘香。

(十七) 矢嶋美都子「陸機の『魏の武帝弔う文』——曹操の遺言をめぐつて」(『ああ哀しいかな——死と向き合う中国文學』汲古書院、一〇〇二年)は、陸機は遊宦して高位を求めて続けたのであり、堅物でもあった。それで室家を思つことを作品や遺言に残さなかつたし、曹操の遺言に女々しく私生活の細かいことが残されているのに憤り悲しみを覚えたとも考えられる、と述べている。

(十六) 或見曹操分香賣履之令、以爲平生奸偽、死見真性。不知此非曹操之真、乃是

曹操之偽也。非至死而見真、乃至死而猶偽也。臨終遺命、有大於禪代者乎。乃家人婢妾無不處置詳盡、而獨無一語及禪代之事、是欲使天下後世、信其無篡國之心、於是子孫蒙其惡名、而已則避之、即自此周文之意耳。其意欲欺盡天下後世之人、而天下後世之無識者、乃遂爲其所欺。操真奸雄之尤哉。曹操平生無

真、至死猶假、則分香賣履是也。

(十七) 石井仁『曹操、魏の武帝』(新人物往来社、一〇〇〇年)は、曹魏の建国を息子の曹丕に委ね、曹丕のために殊礼を積み重ねて禅讓への地ならしをしておく曹操の「魏武輔漢の故事」が、禪讓の手本とされ、北宋の太祖である趙匡胤が即位する九六〇年まで踏襲されることを指摘している。

(十八) 臨終無真、死後猶假、則疑塚七十二是也。以生曹操欺人不奇、以死曹操欺人則奇矣。以一假曹操欺人不足奇、以無數假曹操欺人則更奇矣。然曹操之死、以假混真、雖有無數假曹操、其中却有一真曹操。曹操之生、有假無真、人只見得一假曹操、到底不會認得一真曹操。不獨死曹操是假、即活曹操亦是假、不獨假曹操是假、即真曹操亦是假、是其生亦幻於其死云。

(十九) 侍中陳群等奏曰、漢室久已衰微、殿下功德巍巍、生靈仰望。今孫權稱臣歸命、此天人之應、異氣齊聲。殿下宜應天順人、早正大位。【令人追思荀彧、荀攸尚有良心。】操笑曰、吾事漢多年、雖有功德及民、然位至王、名爵已極、何敢更有他望。苟天命在孤、孤爲周文王矣。【隱然以篡逆之事、留與曹丕。】

(二十) 侍妾は、姫妾・小妻・次妻とも言い、妾を指す呼称である。それぞれの呼称の違いについては、仁井田陞『支那身分法史』(のち『中国身分法史』)座右寶刊行社、一九四二年、七二〇頁、滋賀秀三『中国家族法の原理』(創文社、一九六七年)五五七頁～五六〇頁、参照。なお、本稿では、妾の所有者を主人と表記し、妻の配偶者を夫と表記する。

(二十一) 申時行(等撰)、万曆重修『明會典』卷二十(中華書局、一〇〇七年)。

(二十二) ただし、それは繼嗣である息子が、亡父の所有していた財産を承継するのとは異なる。繼嗣が立てられるまでの間、妻は夫の代わりに財産を一時的に保持するに過ぎず、正規の繼嗣が立てられれば、夫の財産所有権は、すべて繼嗣が

有するものとされていた。注(三)所掲滋賀氏著書、第四章・第一節、参照。

(三)『大清律例』卷八・戸律・戸役・立嫡子違法

(四)『大明令』戸令、注(三)所掲『明會典』に附載。

(五)この資料は、注(三)所掲滋賀氏著書、五六一頁に引用されている。滋賀氏によれば、大理院判決例における「現行の律」とは、『大清律例』のことを指すため、この大理院判決例は、『大清律例』の解釈である、という。また、「大理院判決例」には、四年上字第一九八人号「妾之身分、非妻所可同論。故律載、婦人夫亡無子、守志、合承夫分之條、不能遽予援用。」と、夫の得るべき分を承けるとの条文には、やはり妾が当てはまらない、と述べた判決文も見られる。

(六)なお、滋賀氏は、清末の沈家本が、この判決文における「婦人」に妾が含まれるとの見解を提示していることを取りあげ、これを批判している。注(三)

所掲滋賀氏著書、五七三頁の注(五)参照。また、程郁『清至民国蓄妾習俗之變遷』(上海古籍出版社、一〇〇六年)一五五頁でも、『大清律例』の条文における「婦人」に妾が含まれる、と述べている。

(七)ただし、宋代の事例ではあるが、『宋刑統』卷十二・戸婚律・卑幼私用財には、「寡妻妾無男者、承夫分。」という条文が見えるが、「妾」の字は後人の加筆であるとの指摘がある。この条文の解釈については、中田薰『唐宋時代の家属共産制』(『法制史論集』第三卷、岩波書店、一九四三年)、注(三)所掲滋賀氏著書、二六二頁の注(六)、古橋紀宏『養老戸令応分条における妾の取得分について』(『中国哲学研究』第十八号、東京大学中国哲学研究会、二〇〇三年)注(四)参照。

(八)主人死亡後の妾の扶養義務については、注(三)所掲滋賀氏著書、第六章・第一節、参照。なお、滋賀氏は、『大理院判決例』四年上字第九四〇号「爲人妾者、若仍爲其家長守志、則其家長之承繼人、或承夫分之婦、応負養贍之義務。」を引用し、「妾の服従と夫の扶養という相互関係が、夫の死後は、これに代位する妻と妾の間に移される」と述べている。(滋賀氏、五六四頁)

(九)原文は以下のとおり。顧恭人鄒氏、爲故進士贈監察御史翼之婦。今致仕贛州周訥溪怡爲之傳。なお、『李漁全集』(浙江古籍出版社、一九九二年)第九冊所

知府□(不明)之妻、而工部都水司郎中餘慶之母也。……他日、公歸見少女侍。問之曰、吾嘗請于公欲置妾以冀多子。此其人也。後公爲御史出巡山東。摘要不賢智之。恭人素不妬、與其妾處服用必與己等、而侍其子女皆若已出。な

お、恭人とは夫が四品官の場合に与えられる女性の封号である。

(十)注(三)所掲程氏著書、一五二頁は、遺言があれば娘しかいない妾であつても財産の一部をもらい、娘を連れて再婚することができた、と指摘している。

(十一)注(三)所掲滋賀氏著書、五六三頁。ただし、遺言書が公平でなければならぬことについて、(南宋)袁采『袁氏世範』睦親に、「遺囑之文、皆賢明之人爲身後之慮、然亦須公平、乃可以保家。如刲於悍妻黠妾、因於後妻愛子中有偏曲厚薄、或妄立嗣、或妄逐子、不近人情之事不可勝數。皆所以興訟破家也。」

(十二)注(三)所掲程氏著書、一五二頁は、遺言があれば娘しかいない妾であつても財産の一部をもらい、娘を連れて再婚することができた、と指摘している。注(三)所掲滋賀氏著書、五六三頁。ただし、遺言書が公平でなければならぬことについて、(南宋)袁采『袁氏世範』睦親に、「遺囑之文、皆賢明之人爲身後之慮、然亦須公平、乃可以保家。如刲於悍妻黠妾、因於後妻愛子中有偏曲厚薄、或妄立嗣、或妄逐子、不近人情之事不可勝數。皆所以興訟破家也。」とあり、遺言をめぐって妻と妾の抗争が行われたことが予想され、財産分与に関する遺言は、慎重に行われていたと思われる。

(十三)仁井田陞『補訂版』中国法制史研究 法と慣習・法と道徳(東京大学出版会、一九八一年)参照。

(十四)近代中国史叢刊六四六、樊增祥撰『樊山政書』(宣統二年、金陵湯氏鉛印本)を使用した。なお、明清における訴状の形式については、滋賀秀三『清代中國の法と裁判』(創文社、一九八四年)第三節・第一節、参照。

(十五)本稿では、息子を生んだ妾が財産を受け取る事例を挙げたが、注(三)所掲程氏著書、一四六頁は、娘がいる妾が死んだ主人の財産の一部を受け取る事例を挙げている。

(十六)王氏、名菊香、新安衛舍人管筈妾也。筈病且死、私付之金、人莫之知。家人以王無子、因欲嫁之。王号哭曰、天乎。妾雖微、胡不能守而忍負主君乎。久之將免喪、度不能自全、因以他故、預制棺衾。乃潛仰藥、遍與家人拜訣。出筈遺金、托家督撫其嫡孤。家人欲急救之、王張目曰、吾事畢矣、勿亂我也。遂卒。

(十七)原文は以下のとおり。顧恭人鄒氏、爲故進士贈監察御史翼之婦。今致仕贛州周訥溪怡爲之傳。なお、『李漁全集』(浙江古籍出版社、一九九二年)第九冊所

収の单錦珩（校勘）『千古奇聞』を使用した。

（四）周怡の名は、『明儒學案』卷二十五に見える。

（五）陳百峰氏曰、管竽當易賣時、以金密與菊香、其意有二。一則愛之而陰欲加厚、一則誘之而陽欲使殉。其思深哉。菊香仰藥出金、托家撫嫡、大都能承竽意。于二者之間、可謂不負所天矣。